

第五十五回国会
衆議院
内閣
委員
會議
録
第
六
号

(一七〇)

昭和四十二年五月十二日(金曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 關谷 勝利君

理事 伊能繁次郎君

理事 八田 貞義君

理事 細田 吉藏君

理事 山内 広君

理事 荒松清十郎君

理事 桂木 鉄夫君

理事 塩谷 一夫君

理事 橋口 隆君

理事 武部 文君

理事 浜田 光人君

理事 米内山一郎君

理事 鈴切 康雄君

出席國務大臣

國務大臣 二階堂 進君

國務大臣 松平 勇雄君

出席政府委員

宮内庁次長 瓜生 順良君

行政管理庁行政 大國 彰君

行政管理庁行政 稲木 進君

監察局長 小林 貞雄君

官房長 村田 浩君

科学技術庁原子 力局長 村田 浩君

委員外の出席者

宮内庁長官官房 秘書課長 野本 松彦君

行政管理庁行政 監察局監察審議 杉浦 滋君

官 門 員 茨木 純一君

本日の會議に付した案件
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

行政管理庁並びにその運営に関する件

○關谷委員長 これより會議を開きます。

行政管理庁並びにその運営に関する件について調査を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。大出俊君。

○大出委員 どうも長官がちよいちよいおかわりになるものですか、古証文を持ち出すわけにいかないので困るのですが、そのつど質問をしてまいりまして、いつもいろいろお約束をくださるわけですけれども、結果的にどうもあまりその実があがっていないという気がするのですけれども、公社、公団、あるいは特殊法人等にいたしまして、あるいは審議会の整理問題等にいたしまして、なかなかどうも私も見ていて進まないわけでありまして、整理あるいは統合、廃止というふうな点について、その最大の原因はどこにあるとお考えになりますか。

○松平國務大臣 最大の原因と申しますと、役人、公務員の割拠主義がやはりその原因じゃないかと思ひます。

○大出委員 その公務員の割拠主義、お役人の割拠主義の中になわ張り争ひもいろいろありましようが、それに政党政派の側もいささかというより、きわめて多く一枚加わっておるといふところに、ますます行政官が新聞発表をおやりになつても、あるいはみずからの談話を発表されても、とたんに各方面からがしんと出てくるわけですから、したがって、鋭鋒次第に鈍つて、そういうことは言つたとか言わないうとか、言つた覚えはないといつてしまふところにあるのではないかと思ひます。そのところひとはつきりしておいてもらいたい。役人だけかという点。

○松平國務大臣 役人の根性が大きな障害になるわけでございますが、お説のとおり、国会議員のうちの一方には、やはり総括論としては賛成するけれども、個々の問題になると、多少意見が違ふというふうなことも出てまいります。

○大出委員 そこで、もう少し突っ込んでものを言いたいのですが、これは行管の長官松平さんに申し上げておきたいのですけれども、何でもかんでも整理統合だ、こう言つたからといって、ものは解決しない。理由づけを逆にされるということになつてしまふわけでありまして、それなりにやはり筋が通つていなければならぬと思ひます。そこで、一つこの例をあげますけれども、設置法がたたくさんこの委員会に出ておりますけれども、その中で各省に聞いてみますと、行管はスクラップ・アンド・ビルドという方針だ、だからいづれかをスクラップしなければ、いづれかをたつくることは認めないんだ、そういう言い方で、どう考へても必要なだけども、万やむを得ずをちを泣いて新設の部局をつくることにしたんだ、こういう説明が出てくるわけですね。だから、この省も一律にスクラップ・アンド・ビルドなんといつておると、必要欠くべからざるもので、今度は逆に逆の面が出てきてくるわけですね。その面からものを言われると、必要なものをなせつたと言われれば、行管のほうはそこを一步下がる。下がる、今度はそれが一つの理由づけになつて、行管の考えた全部の構想がくずれてしま

う。こういう例が先国会でありました。だから、その辺のところをびしと押えた上で——これは行管が幾らさか立ちをしてみたつて、きのうの藤尾さんの質問じゃないけれども、政党政治をやつていふのですから、本家本元のほうは、行管がけしからぬじゃないかということになつてくると、長官が孤軍奮闘してみても、孤立無援でいつの間にか終わつていくことになる。だから、そういう点を大筋として行政管理庁としてもを言わないと、幾ら行管が書いたものを並べてみても、勧告を出してみても、片づかない。ポイントはこの点と私は思つておるのです。だから、そういうことで、各党の総括的な問題のみに限らず、具体的な問題についても協力体制をとつていかなければ、だれが考へても要らないと思つていふ特殊法人が存在をしていたり、たいへんな国費が乱費されていたりということを認めてしまふ結果になると、私は思ふのです。そこを長官としてはどう御判断なさつておられるかというのを冒頭にはつきりさせていたきたいわけでありまして。

○松平國務大臣 御承知のとおり、臨調の答申は、十八指摘してございまして問題に關しまして、あるいは整理統合とだけ言つておられます。したがって、中には整理統合しなければいけないものもあるし、あるいは逆に少し仕事をふやしていけないじゃないかという面もございまして。あるいはまた、法人を特殊法人ではなく、民間法人に変えたいんじやないかという御意見も入つております。ただいま御指摘のスクラップ・アンド・ビルドの方式は、今日まで行管としてとつてまいりました。しかし、四十二年度予算の編成にあたりまして、これではスクラップを持つていふ省ならば新しいものができるけれども、持つていふところは幾ら必要であつてもできな

いというようなことになるわけでございまして、それではおっしゃるとおり実情に沿っておりませんのでございまして、行管の方針といたしましては、特殊法人はなるべくふやさない方針は通しておくつもりでございしますが、しかし、やはり世の中の進展につれて、あるいはそういったものも必要なものも出てくると思います。ですから、必要なものはつくりましますけれども、同時に、その必要なものと関連なく、その省とも関連なく、廃止あるいは統合してもいいものがまだ既存の百八の中にはあるはずでございまして、それとは別に関係なく、今度は整理統合したいということで、ただいま作業にかかっているわけでございします。

○大出委員 行政管理局の第十二巻というのがあります。これはむづかしいことを申し上げるわけじゃないけれども、この中に公社、公団、つまり特殊法人等についての臨時行政調査会の答申の中身、あるいはそれ以後の経過等が触れられております。きのう説明要旨なるものを拝見すると、「臨時行政調査会の答申の趣旨に基づき」ということで、この答申の趣旨に基づいて皆さんのほうは統合なり廃止なり整理なりということをやろうとしているんだというように、これで見ますととれるのです。

そこで承りたいのですけれども、例の愛知用水公団は、皆さんのほうから行かれて実際に調査されたはずだと思えますけれども、おいでになった方に出てきていただきたいということを私申し上げておきました。参事官がおいでになったところから理屈は申し上げましても、行って調査をした結果、水資源公団と一緒にするなり、あるいは六年前にすでに終わってしまったていて、豊川のほうをやっておるわけでありまして、それらの点で行管として調査の結果、一体的にどうすべきだという結論をお持ちになったのか、そこをところをまずひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○稲木政府委員 愛知用水公団のほうには、先般杉浦監察審議官以下数名の者が行って、いろいろと話を聞いたり調査をしたわけでありまして、実はこの調査に参りました趣旨は、先ほどからお話しになっております特殊法人の整理統合という角度ではなくて、実は私もことしの二月ごろから水資源の開発利用に関する行政監察というものをやりました。したがって、監察対象としては、経済企画庁あるいは農林省、建設省、通産省、厚生省、その他関係のある各省庁を対象にして、水資源の開発利用に関する行政監察をやる計画を立てておりました。それで実は、その監察は四月から調査にばちばちかかっているわけであります。

水資源の開発利用に関する行政監察ということになりますれば、その監察の対象としては、愛知用水公団、水資源公団といったようなところも監察の対象になるわけでございします。たまたま愛知用水公団の本部が名古屋にございまして、そちらのほうに關連して調査に行ったわけでございします。それとあわせて、実は先ほど長官からもお話がありましたように、例の特殊法人の実態調査というものの、臨調の答申に即して整理統合を推進するという方向での調査も別にあるわけでございしますが、たまたま調査の対象が行政監察のほうとダブるわけでございします。そういう点も考慮しながら、実はその調査に行ったわけでございします。しかし、主目的はいま申し上げましたように、この水資源の開発利用に関する監察としての角度に重点を置いてやっておるわけでございします。この調査した結果は、先ほどの特殊法人の整理統合に関する調査ともいろいろ組み合わせ検討していきたい。実は調査に参りましたけれども、まだその後調査した結果、調査は全部終わっておりません。引き続き中部管区行政監察局に、まだ調査残りの問題を引継いで調査されておる、こういう段階でございします。

○大出委員 この愛知用水公団については、前から何回か論議されておる点でございしても、行管の方針としては、愛知用水公団のごとき公団をどうすべきだという結論になっていきますか。

○稲木政府委員 結論としてはまだ公式なものはおいておりません。

○藤尾委員 関連をしておつと伺いをしたいのですが、あなたは愛知用水公団のことは向こうへ行つて調査したと言っておるのですが、調査しなければあなたのところの方針はわからぬのですか。そういうふざけたことを言っているんじゃない、行政管理局という役所は一体どうするのですか。そういうふざめた態度はよくないですよ。

行政管理局としてはこうしたい、あしたいということは、何も行かなくなつて、そんなものは向こうから出てくる資料を見たら、出てきておるはずでしょう。そういう国会をなめたようなことを言っちゃいけませんよ。そんな態度で何ができると思っているのですか。返答しなさい。

○稲木政府委員 調査に参りました趣旨は、先ほど申し上げましたように……

○藤尾委員 そんなことを聞いてるんじゃないよ。

○稲木政府委員 水資源の開発利用に関する監察としての調査に参つたわけでございします。したがって特殊法人の整理統合の問題についての……

○藤尾委員 それだから、調査に行かなければわからぬのかと言っているんじゃないか。返答してみろ。

○稲木政府委員 この問題についての行政管理局の考え方の決定につきましては、たゞいまお話のありましたように、いろいろの資料等もその判断の重要な要素になると思ひます。しかし、その資料だけで解明できない問題につきましましては、調査も必要であるというふうに考えております。

○大出委員 藤尾さんじゃないが、怒りたくもな。それじゃ聞き直しますが、行政管理局が百八ある特殊法人について、十八を取り上げてものを言いましたね。その十八あげてください、何と何か。

○大田政府委員 これは臨時行政調査会が取り上

げました十八……

○大出委員 臨調はそれでいい、わかっている。臨時行政調査会の答申に基づいてと書いてあるんじゃないか。だから聞いている。

○大田政府委員 魚飼安定基金、愛知用水公団……

○大出委員 そこでいいですよ。愛知用水公団は、臨時行政調査会の指摘事項の一つじゃないですか。二つ目に入っているでしょう。だから私は念を押している。これは長官に聞きたいのだけれども、あなたが報告書を出している中に、さっき私が読み上げたように、臨時行政調査会の答申に基づくとおっしゃるでしょう。とにかく基づいて進めておるでしょう。そうすると、指摘を受けている事項でしよう。そうすると、行管として指摘を受けている事項について、どういう方針でしよう。その方針がなければ、初めから。そうでしょう。そのところをあなた答えてください。そんなこと、基づいたことにならぬじゃないですか。

○松平國務大臣 方針は、臨調の答申の方針に基づいて決定をいたしております。

○大出委員 長官自身が臨調の答申の趣旨に基づいてやっておりますというなら、指摘事項の二番目にちゃんと書いてある。何も全部言ってもらふ必要はない。わかっているんだ、そんなこと。そうでしょう。そうだとすると、それについて何も方針がございせんというばかな話はないじゃないですか。長官自身が基づいてやっていると云っているでしょう。どういう方針でやっていると云うか、それならば、それじゃ、臨調の愛知用水公団のところを讀んでください。

○大田政府委員 これは御指摘のように臨時行政調査会の意見にはつきり出ておるわけでございまして、その内容といたしましては、四十二年度に豊川用水の工事完了以降水資源公団に吸収すべきであるという意見が出ておるわけでございします。その工事終了後の施設管理業務等については、地方公共団体に委譲すべきであるということもつけ加えて言っております。その具体的な実施方法に

つきまして、私のほうとしまして前向きで検討しておるわけでありませう。

○大出委員 それなら、水資源の調査をするんだというけれども、いまの答弁によれば、この方針に基づいて前向きで調査を進めようというのだし、しかも、長官は先ほど来臨時行政調査会の答申の趣旨に基づいてやっておりますと言っているわけだから、明確な方針があるのじゃないですか。あなたは方針がないと言っているけれども、もう一ぺん答弁してください。

○稲木政府委員 ちょっとお尋ねの方針ということばについて私の答弁があるいは食い違いがあったかもしれないが、この方針、愛知用水公団を将来どうするかということにつきましては臨調の改革意見は、たゞいま管理局長から申し上げたようにはっきりしているわけでございます。これを水資源公団に統合するというようなことになった場合に、その善後措置その他の問題もあると思ひます。統合なら統合の場合に、統合の方式とか、いろいろ付随的な問題もある。こういう点についても検討しなければならぬ問題がある。そこまでわれわれとしてはいろいろ考へていく必要があるということ、いろいろ調査しておるということでありませう。

○大出委員 監察局長、あなたはもうちょっとはっきりしなければ困る。そういうことばかり言っていると、論議のしようがなくなる。さっきあなたは、水資源の開発ということで調査に行つたので、整理統合には関係ない、明確に答弁したじゃないですか。ところが、順番に話が進んでいくと、長官の答弁によれば、臨調の答申の趣旨に基づいてやっておりますという。臨調の答申というのは何だ、あけてみると言つたら、二番目にあった。その中身は一体何ですか。四十二年度で豊川のやつが終わつたら、水資源公団と一緒にしろ、そうでしょう。しかも、施設は愛知県に譲り渡すという方針が出ています。それに基づいて進んでいるというのでしよう。当然水資源の問題は大きな関連があつて調べに行くのだから、整理統合

に何ら関係がなくて行つたのなら、何のために行つたかということになる。そういうことになるじゃないか。あなたは整理統合に一切関係がないと言つた。いまの答弁からすれば、統合するにしてもいろいろなことについて調べなければならぬことがあると言つた。そういういいかげんな答弁はいかぬ。長官、もう一ぺん答弁し直してください。管理局長が明確にしているのに、監察局長がそういうことでどうするのですか。

○松平國務大臣 監察局長の御答弁が少し足りなかつたのだと思うのですが、実は今度行きました調査団がどういうあれで行つたかというお尋ねは、今年度の計画に水資源の開発事業に関する行政監察というのを掲げてございまして、その中で、二月ごろからその準備にかかつておつたわけでございます。しかし、愛知用水公団の問題が組上りのぼるのには当然のことでございますので、題名はそういうふうに掲げてございまして、私も、愛知用水公団、それから水資源公団に關して、実際に検討いたしましたわけでございます。御承知のとおり、臨調ではこういうふうな答申が出ておりますが、地元ではまだ反対の御意見があるわけでありませう。やはりそういうものも調査して、どういふものが正しい姿であるかということ、積み重ねて、私もとしましては報告なりその他の形にして出したいということ、参つたわけでございます。監察局長のことばが少し足りなかつたのじゃないかと思ひます。

○大出委員 調査に行かれたのは二十四日ですか。

○杉浦説明員 二十四日からでございます。○大出委員 皆さんが調査に行かれる四日前、つまり二十日に予算委員会であ知用水公団の問題が論議されております。これは私は、政党政派の問題で言つてはいいのじゃない。そのときに、農林大臣の答弁等が明確になつています。ますますもつて愛知用水公団というふうなものは、木曾川の開発を含めて発展させるのだという答弁をしてはいる。

長官、これは地元の反対だけじゃないのだ。倉石農林大臣がその点を明確にしている。政府部内ではこれはあなた、どう考へるのですか。

○松平國務大臣 倉石農林大臣はそういうふうな御答弁されたのを、私も聞いておりました。しかし、まだ私のほうの調査が全部進んでおりません。ですから、正式には農林大臣とはまだ交渉いたしておりません。

○大出委員 地元の反対とおっしゃるけれども、愛知県知事も、この問題は中部圏というものを取り上げて、最新式の機械を備えているこの種の公団というものは、当県としてはこれは離さない、中央と話がついておる、新聞記者にそう言つていませう。あなたは読みになったことがあるでしよう。新聞に出ていますよ、地元の反対というのは、どういふことだったのですか。いま長官は、地元に対する意見もあるから、それもあわせて調査せよとあなたは言つたでしよう。

○松平國務大臣 地元からきております反対は、引き続き愛知用水公団を存続してやるようにという御意見でございます。

○大出委員 その調子だから、幾ら臨調答申に基づいて進めますの云々のと言つてみたつて、まだ農林省とも話はしておりません、地元の側もまだ残してくれというだけでしょう。そういうことを言つていたら、これはいつになつたつてやうやうがない。だから、どうするのだと冒頭から私は聞いています。臨調答申に基づいて進めまうというだけ。進めまうならば、農林大臣が何を言おうと、地元がどう言おうと、これは進めるべきものは当然進めなければいかぬ。実にどうもたよりなくて、話にも何もしない。だから、このところは私は冒頭から、何が最大の原因なのだ、お役人さんだけか。それもあるうけれども、その上にいろいろなやはり政治的な要素がある。そのところを皆さんが、あなたは政治家なんだから、行管の長官といへども単なる事務官僚じゃないのだから、そうだとすれば、そういうところをやはりあなたがほうで配慮をして、行管の立場で推し

進めていくという姿勢でなければ、これはあなた方と私どものやりとりは、論議のしようがないでしよう。あなた、それでやれると思つてはいるのですか。

○松平國務大臣 たゞいまお話し申し上げましたように、臨調の答申の意見のほかに、いま地元その他から別な意見が出ておりますので、私のほうといたしましては、たゞ大まかな判断で結論を出すわけにはまいりませんので、やはりもういつた両面の御主張を検討いたしまして、そして結論を出して主官大臣にお話しするわけでございますが、大体その目標は、来年度予算の編成前の八月までに調査を完了して、そして交渉に入るというふうな考へを持つてはいるわけでございます。

○大出委員 来年度の八月までに調査を完了するのですか。ことしの八月までですか。

○松平國務大臣 ことしの八月、来年度予算の編成前でございます。

○大出委員 ところでそこから先を聞きたいのですけれども、先ほどのお話によると、何か行政管理局は政府とは別個な機関のようなことをおっしゃつて進めていくのは、政府の方針じゃないのですか。行管だけの方針ですか。

○松平國務大臣 政府の方針でございます。

○大出委員 政府の方針だとすると、農林大臣も政府の閣僚の一員じゃないですか、そうでしよう。

○松平國務大臣 仰せのとおりでございます。

○大出委員 だとすると、政府の方針だということに、政府の閣僚の一人の方から、強力に将来ともに存続させるのだといつて、衆議院の予算委員会でも、しかも皆さんが調査に行く二十四日のことをわかつてから、二十日の日に、政府の方針であるのかかわらず、まだ行管の結論も出ていないのに、政府の閣僚が強力にその発言をされておつたら、一体これはどういふことになるのか。そこをあなたはどう考へになるか。結論は八月にならなければ出ないでしよう。

○松平國務大臣 いまちょっと農林大臣の発言を的確に私は覚えておりませんが、たしか農林大臣はそういった方針でやるといふようなおことばではなかったかと思いますが、これは速記録を見ればはっきりわかると思いますが、手元にごさいませんで、いま正確にはお答えできませんが、断定的におっしゃったのではないと思うのでござい

ます。
○大出委員 では、新聞に載っておりますから、読みましょう。「公団が建設中の豊川用水は、今年いっぱい完成するが、わたしはぜひ愛知用水公団を残したいと考えている。そのすぐれた技術と経験を、これから木曾川の用水開発事業に生かしたい。」こう答えている。はつきりしている。あなたのは、まだ結論を出していないのでしょ

う。行管は、いまのお話では、八月というのが政府の方針だとおっしゃる限りは、行管が調査中で八月に結論が出るというのに、四月二十日の段階でこういう農林大臣がもの言い方をするとするのは、一体どういふことなのか。はつきりしてく

ださい。
○松平國務大臣 農林大臣のおっしゃった意図はちょっとわかりませんが、すべて行管の今日のまでの仕事を振り返ってみますに、やはり行管の考え方と当該の省庁との意見が食い違っ

たところ、行管が少なくともびしっとしていただければ困ると私は思っている。さつき監察局長の話を聞いておつてそう思うのだけれども、こ

こで言い過ぎるとまたどこからかがしゃんとくるんじゃないかなぬという、そういう受け取り方をせざるを得ない答弁をしていることになる、これは私は行管というものは一体何のために存在するの

かということになる。これは目に見えている。この倉石農林大臣の予算委員会の答弁を受けて愛知県知事が何を言っているかというところ、愛知県知事は今年全国知事会の会長が何かにおなりになつたけれども、木曾川の開発をこれから盛んにしていくのだということ中央と話がつかっている

ものと言っている。そうすると、倉石さんがはつきりものを言っているのだから、農林大臣と少なくとも愛知県知事との間には、存続をさせて、しかも木曾川——これは何年先になるかわからぬ、半永

久的にこの公団は残すのだといふんばかりの話がついていっている。そういう中で、行管は臨時の答申に基づいて進めていく、こう言っている。これはいふんおかしな話ですよ。これから

一体八月までに何を調査するのか、調査目標を言ってください。
○稲木政府委員 現在作業をしております特殊法人の実態調査、これは百八つ現在あるわけであり

ます。これは一応全部実態調査をするわけであり

ます。調査の内容としては、もちろんその基本線としては臨時の答申の精神に即して、整理、再編、統合、そういうようなことをしていくわけ

であります。その調査の具体的な作業の内容として、臨時の答申が出ましてから若干年数もたつておりますので、その後の状況の実情を見てみるということがある。そしてそれによりまして、臨時の答申に基づいて整理、再編成する場合

の具体的な措置案と言いますか、そういうものを

つくつてみたい、こういうことでござい

ますか。
○大出委員 臨時の答申が出てから何年くらいたぬですか。愛知用水公団ができたのは、

それ以前、農林省が昭和二十五年まで直轄工事をやっていたわけですね。その後十三年たっているわけだ、この公団事業に移るまで。それでし

だいま調査しておりますけれども、そのようなことでありと思ひます。

○大出委員 あなたは調査に行かれたのなら御存じだろうと思ひますが、賦課金の今日の事情は、当初計画とどのくらい違ひますか。

○杉浦説明員 賦課金の金額でございまして、それはたしか、詳細には記憶していませんけれども、十アール当たり四万三千円という計算のところが、ただいまのところは千円ずつ徴収の実績があつておるといふ段階でございまして。

○大出委員 あなたも調査に行かれたんでしょ。私は愛知用水公団のことを聞かぬから、調査に行つた方に御出席をいただきたいときから、調査をしてはだめです。当初計画がどのくらいで、いまどのくらいかとは聞いていたわけだ。そうでなければ、調査にならないじゃないか。何の調査に行つたのです。当初計画からいけば、十アール当たり四万三千円が十四年間返済、こうなつておつたわけだ。それが一体調査の結果は、あなたはいまどうなつておると思ひますか。

○杉浦説明員 ただいま申し上げましたように、十アール当たり千円の負担金が回収されておるわけでございます。

○大出委員 当初の計画からいくと、四割に満たないですよ、十アール当たり千円というのは。それでいふと、六割以上のものをどうにかしなければならぬ。だから、それはどういふふうに責任を負わせるのかと聞いているのです。あなたの言うのは、農林省が措置すべきだということ、行管としての役目が果たせぬじゃないですか。どうお考えですか。

○杉浦説明員 私が申し上げましたのは、農林省が主務官庁でございまして、その点を責任をもつて対策を講じなければならぬということを申し上げましたので、具体的にどうすればよいかというようなことにつきましては、よく実態を調査してみますと、はつきりした方策が申し上げられないと思ひます。

○大出委員 実態を調査してみませんかと言つたつて、あなたは調査に行つてきたんじゃないですか。

○杉浦説明員 私は調査に行つてまいりましたけれども、ただいま監察局長が申し上げましたように、調査の詳細はたゞいま現地を巡行してあります。私が参りましたのは、大体概要につきましますの調査をいたしましたのですけれども、まだ先生の御質問に満足な御回答を用意できるまでには調査ができておりません。

○大出委員 そうなると、何のために調査に行つたのですか。だつて、基本になるべきものが明らかになつていないと言ふ。そんなものは、調査に行つた限りは、資料がなくてもみな頭の中に入つていなければならぬ。行管としては、こういうふうには農林省なら農林省に措置をさせるべきだとか、どのくらいかという予算上——これはそれこそ愛知用水公団というものは、この状態からいけば破産するですよ。豊川のほうだつて、愛知用水のほうの事情がはつきりしているのだから、右へならえ、公団は赤字続き、これはちよつと計算のしようもないほど赤字だ。しかも、そういうことになつてきて、一方から臨調の答申が出てきて、水資源公団との統合が出てきて、施設は公共団体に、となつておつて、こういう状態になつてい

るのに、片方では農林大臣が木曾川の開発を、これから何年かかかるかわからぬけれどもやるんだ、地方と話はついていふんだという。全く、そんなれば親方日の丸もいふところですよ。それでいふう。だから、利権がからむなんていううわさがやたら飛ぶんだ。にもかわからず、行管が、当初計画はどうなつておつて、今回どのくらいどうなつたかというのを調査に行つた人がわからぬという。そういうばかな話はないでしょう。中央からおつて行つた方は、一ぱい飲んで帰つてきて、あとは出先のほうにおまかせしてきて、あとはよろしく、おまえたち、おれは帰つてから、調査結果は資料として上げるなんて言つてきたなら別だけれども、そうでない限りは、わからぬことは

ないでしよう、あなたのほうで。調査してみないとわかりません——だれが調査に行つたのだ。あなたが自分で行つた。そういうことだから、あなた、行管というものは、各省大臣に一言言われれば吹っ飛ばすじやうだ。筋が通らぬじゃないですか、どこから考へたつて。長官、どう考へになりますか。だれがどこで責任を持つのですか、一体。

○松平國務大臣 今度杉浦審議官が参りましたのも、御承知のとおり、日数はごく限られておりますので、さらに名古屋の監察局に詳細なる調査を指示いたしましたして、そして帰つてまいつたわけでございます。

○大出委員 それじゃ、名古屋の監察局の出先に指示しに行つたのですか。詳細な指示をいたしてまいりました。——そういうばかげた話はないじゃないですか。とにかくいまの御答弁じゃ、これは長官の答弁としては受け取れないですね。あなたは、いまのこつぱな状態をなめて、行管長官という立場で、臨調の答申に基づき、一番うしろのほうには「最小の経費で最大の行政効率をあげる」といふ行政組織運営の簡素化、能率化を今後更に推進して行く所存であります。とあなたの見解を明らかにしております。それでいふ、こんな放漫な経営はないですよ、さつき申し上げたように。賦課金にしたつて四割に減つてしまふなんという、しかも今度は木曾川とひつかけて何年存続させるかわからぬという、調査に行つた方は、指示はしてきただけで、調査はしてない、こつぱな状態、一体、臨調の答申に基づいて最小限の経費で最大の行政効率をあげる、組織運営の簡素化や能率化をさらにこれから推進する、そういう考へですというあなたの御見解から、いまの状態を見てどう考へになりますか。

○松平國務大臣 愛知用水公団は、御指摘のとおり、いろいろな問題を含んでおります。あとの管理の問題とか、それから相當な借金をいたしております、そういうものの整理の問題とか、それから賦課金の問題とか、それからさらに進んで木

曾川の開発の問題も含んでおりますので、私のほうといたしましては、先ほど申し上げましたように、今年の八月を目途として結論を得るよう指示してございまして、現段階におきましては、まだ調査の途中になつておるわけでございます。御要望のようなお答えが出ないのも、そういう関係からでございます。

○大出委員 実際これはもう話にならぬな。それではもう一つだけあなたのほうに聞きたいのですが、先ほどあなたが一番最初にあげられた魚価安定基金というものがあつた。管理局長さつきお読みになりましたね、魚価安定基金、愛知用水公団と、こつぱな言ひましたね。魚価安定基金については、どう考へになつておりますか。

○大國政府委員 魚価安定基金につきましては、これは御承知のように主としてサンマの魚価の安定ということを目的に設立されたわけでございますが、臨調の答申によりまして、その後たいした活動がなされておりましたので、これを農産物関係の総合的な価格安定機構をつつてこれに吸収すべきだ、こつぱな言ひになつておるわけでございます。農産物全体につきましますの総合的な価格調整機構といふものが、いろいろ検討しておりますがなかなかむづかしい問題でございまして、私どものほうといたしましては、こつぱな魚価安定基金をもとの特別会計その他のほうに戻す方策はないかというふうな点で検討を加えておるわけでございます。

○大出委員 これは、サンマはとにかくいまとれないわけですね。そうすると、これは安定も何も、いま仕事をしたいというところについて、あなたのほうはこれまたその後何年かたちましたから調査いたしますというかもしらぬけれども、少なくともあなたの方は実態を知らないはずはない。そうすると、これは現在用をなしていない、そういう実態にあるということ、お認めになりますか。

○稲本政府委員 魚価安定基金につきましてはの

れわれのいままで見てきた考え方は、ただいま先生のおっしゃる通りに、現在ほとんど何も動いてないという実態にあるというふうに見えております。

○大出委員 あと二、三分しかないの、もう一つ聞きますが、北海道地下資源開発株式会社というのがありますね、特殊法人で。これは一体いまだの程度役に立っていると思っておりますか、実態は。——時間がかかるから、私が言います。これは昭和三十三年にできています。政府の出資額が九億円で、民間出資が一億です。そういう開発会社。赤字総額三億四千万円。これがやる目的は何かというと、北海道の炭鉱その他の地下鉱脈を探索する、そういう目的をもってつくられた会社です。政府がこれだけ出資しているわけですから、これは明確な特殊法人です。北海道開発庁の傘下にある。これは自主探索という、つまりこの会社が独自で地下の鉱脈その他をボーリングするというふうな仕事は、あまりやってない。民間の会社その他から委託されたものをして、手間取りをやっている。それが三分の二を占めている。三分の一足らず、きわめてわずかのものしかやっていない。この設立の目的の趣旨からいくと、全くお話しにならない。副業で食っているという事です。だから、東京の支店のほうが本店みたいになっちゃっている、人の数からいっても、何からいっても。こういうおかしなことになる。しかも三十三年にできています。本年は四十二年です。こういふようなものについて私が聞いたら、あなたは一生懸命探している。公社、公団の問題がいまこんな大きな問題になっているのに、どなたも御存じない。一生懸命探さなければ出てこないなんという、そこあたりがさっぱりわけがわからないのだけれどもね。私から御説明を申し上げましたが、どなたかひとつ、現状、実態についてどうおつかみになっているか、お知らせいただきたい。

○稲本政府委員 またおしかりを受けるかもしれない。

ませんけれども、現状につきましても、ただいま鋭意調査しております。いろいろ新聞記事その他では私どもも見ております。しかし、最近調べておりますから、これは先ほど申し上げましたように、その期間が長くかかるほどの問題じゃないと私は思っております。

○大出委員 これはともかく、臨時行政調査会なるものは、たとえば蚕糸事業団にしてもそうだけれども、それなりに全部ものを言っておるわけですね。そうでしょう。調査がそう長くかかるものでもないからこれからやりなすと言われれば、三年たっているのですからね。そうだとすると、中身というものは、百八しかないのですから、現状把握くらいのことはいくらでも必要はないのです。現状はどうかというのを聞いています。

これ以上聞くのは時間がないし、半までだということになると、もの言いがたいのだけれども、長官にひとつ承知したいことは、先ほど私があげました行政管理局行局の四十二年一月の行政管理局年報第十二巻の中に「第六章審議会等の整理」というのがある。ここで、臨調の改革意見について政府、閣議、部内その他関係におきまして、いろいろな機関をつくられて整理をする、こういう方針で進めてきておられます。きのうは藤尾さんから質問が出ています。その中で「気になわない、気に食わない」と言っている失礼だけれども、私は長官の御答弁でどうにも納得できないことがある。私は各省一つずつにしろとか、そんなことを言った覚えはないという言い方をあなたはされてはいるのですが、審議会というものは、なくなってしまうのもいいのです。そうでしょう。官房副長官に聞いてみても、審議会は何だとして出る出る言われて、一年三百六十五日かけずり回らばなしということをやっているのだから、あなたは行管の責任者として、きのう野党質問ならまだしも、与党の方から質問を受けている世の中で、あわてて新聞に出ていることをあなたは否

定して、私はそんなことを言った覚えはない。そんななまはなかなことじゃなくて、行政管理局の方針として、これだけ関係でも取り上げたり、懇談会をこしらえたり、協議会をつくったり、法律までつくって、整理に關しこまて政府としてもやっているのに、そんな審議会というものは一つもなくなってしまうほうがいいのだ、そうでしょう。もう一ぺん答弁し直してください。審議会の整理については、どういふふうに考えているのですか。

○松平國務大臣 きのう藤尾委員の御質問については、ああいったことを言ったかというお話でございまして、実は私は言ったことではない、ああいうようなことを言ったのではないことを申し上げたのでございまして、それが行管の方針であるということ、私の方針だということではないのでございまして。審議会の整理も、非常に速度はおそいでございまして、少しづつやっております。今でございまして、審議会等の整理に関する法律案も提出して、御決定願ったわけでございます。今後の私の考え方としては、お説のとおり、審議会というものは理想的にいえばないほうがいい。そして専門的知識の要るものは、その所管省の役人の方が少し勉強して専門的知識を得てもらって、そして公正の確保という立場からいたしましたら、公聴会とか、聴聞会とか、そういったものなるべく利用して、そして団体等の意見も聞くような制度にして公正をはかっていく、そしてなるべく審議会というものを設けないようにしたいというのが、根本方針でございます。

○大出委員 珍しくはつきりお答えをいただきたい、その限り了解しますが、初めからそう言ってくれなければいかぬです。きのうはまだ、質問があったときにあなたのおっしゃるの、そう言った覚えはない。あなた自身の見解はどうなんだと言われない。おしまいに藤尾さんこれを引っぱり出して、この一番最後に書いてあるのは何だと言う。そうしたら、それに基づいてやっています

すと言ふ。あなたもいまおっしゃっているように、審議会を山ほどこしらえるくらいなら、憲法上の行政機関は要らないですよ、はっきり言って。そうでしょう。ならば最小限度のもの、だれが考えても納得できるものでなければならぬ。ところが、今日の審議会は——あげている時間がないけれども、私もいま公団式に端からあげたいのだけれども、何が学識経験者かさっぱりわけのわからぬ人を入れてみたり、まさに明らかにこれは政治的な風当たりその他を配慮しての緩衝地帯をつくったにすぎないというふうな受け取れるものが、たくさんある。そのたびに国費の冗費、乱費をしているわけだ。だとすると、長官がいま言われるように、行政管理局としては、明確に行政機関というものがあつたから、必要最小限度、できればないほうがいいという基本方針で強力に審議会というものは整理していくのだという、進めていく姿勢でなければ困る。これは明確にしてもらわなければ困るのです。そういうのはっきりした態度になつてくれなければ、冒頭に申し上げたように、長官がちょいちょいかわつてしまふものだから、古証文を持ち出して、あなたは、前任者のこととでございまして、あなたから言わなければ、けれども、そういう立場になつてもらわなければ、これを見たら、二十一人法人の要求があつたのでしょ

う。特殊法人の問題だとあなたの説明に書いてある。二十一人法人で廃止一人法人。それに対して七法人を新設して三法人を廃止する、こう書いてある。廃止のしかたはここに書いてあるとおり、臨調の答申があるから、それに基づいてやっていると、えらそうに、努力していきますと書いてある。努力しながらやしているのだ、行管というの。これも四法人ふえちゃった。これが通つてしまつと、百八が差し引きまたふえる。そういうことで、一番最後に通つてつたように、臨時行政調査会の答申に基づいて進めていきますと、簡素化していきますといたつて、簡素化していない。そこらのところを長官がもうちょっと——きょうは時間がないからこれ以上申し上げ

きょうはこれで終わります。

あなたはいま、審議会については全廃をしたい意向であるということを書われましたね。それ、ほんとうにそうですか。

○藤尾委員　その理想とあなたの方針との間には、まだギャップがあるのですか、ないのですか。

○松平國務大臣　ただ、省庁によりましては、ほんとうに有効に活用していま働いてもらつておる審議会があるわけでございますので、全廃ということをお願いするわけにはまいりませんが、しかし、理想としては全廃されて、先ほど申し上げましたような機関を利用して、公聴会とかあるいは専門員をつくるようなふうにした方がいいことではあるまいかと存じます。

○藤尾委員　いまの政治の体制というのは、政
党政治ですから、政党が責任を持ってやる、それ
を行政官庁にやらしめるとというのが、いま行政官
庁に立っておられるあなた方大臣の立場です。で
すから、本来政党がきめるべきものなんです。そ

— 50 —

もう一つ、私もよつと氣に食わないから、あなたに一言言っておきたい。きのう私があなたに質問をいたしましたときに、公団、特殊法人の整理統合について、あなたここで何か読みましたね、ぐにやぐにやと。読みましたよ。私は、その内容なんか、ほんとう言うと、たいしたことじゃない

と思うからうわのそりで聞いていたから、中身を覚えていませぬけれども、しかしながら、きのう私の非常に腹の立ったのは、夕刊の記事を見ますと、あなたは私に答弁する前に、きのうの午前九時からの総理府の行政監理委員会ですておられるのですね。そうでしょう。行政監理委員会も大事かもしれぬけれども、国会というのも大事なんですから、それをてんびんにかけられたの

「じゃかなわないので、そこところはあなかがどう思っただうされたかという一言だけお聞きして、それはそれとして、私はまた他日にみっちりやりますから……」。

松平国務大臣 昨日の行政監理委員会は、定例で九時から開かれたのでございまして、そこでこの問題が取り上げられましたので、当委員会でも御答弁申し上げましたような内容をあの委員会でもって開陳いたしましたわけでございます。

○關谷委員長 藤尾君、次にしてください。長
官が時間で、参議院のほう待たしてありますか
ら……。

關谷委員長 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引き続き質疑を行な

○大出委員 冒頭に、きのう村田さんの御答弁少しかけ足だったので、あらためてひとつ御説明をいただきたいことがあるのです。海上における人命の安全に関する条約なるものがございますね。この発効の時期と中身の要点をまずあげておいていただきたい。

○村田政府委員　これが発効いたしましたのは一昨年、昭和四十年の五月二十六日だったと思います。

中身は、海上人命安全条約というのは、元來一艘の商船についての安全の問題を規定する国際条約でございますが、一九六〇年の海上人命安全条約におきまして、特に新たに第八章に原子力船と云う章が起こされたわけです。この新たに起こされた原子力船の章の中で、原子力船に関する安全の問題についての国際取りきめの基本が規定されたわけであります。しかしながら、まだ何と云いまして原子力船というものは他の船舶に比べて歴史の非常に浅いものでございますし、そこで他の船舶の章に比べますと、非常に基本的な事項を一応定めておる、そういう形に相なっております。

その主たる内容は、原子力商船の安全性につきましては、この商船を持っております国の政府があらかじめその商船の設計、構造、機能等について詳細なる安全説明書をつくりまして、この安全説明書を、訪問したいと思えます国に、相当早い時期に、つまり相当の余裕を持って送付し、あらかじめ受け入れ予定期の検討を受ける期間を持たせるようにする。他方、政府の発行します安全証書というものをその船に持たせる。そうして相手国のはうでその受け入れにつきまして、安全説明書をもとに審査し、よろしいということになります。ときには、その国の審査の条件等に服することとなるわけでございます。ただいま手元に法律をたっておりませんが、主たる内容はそういうことであつたと記憶しております。

のですか。

○村田政府委員 ただいま申し上げましたように、一九六〇年海上人命安全条約では、その条約の性質上、原子力船の機構上等の安全性についてだけの規定しかございません。原子力施設関係で、国内でもそうでありますように、各国ともそのような安全施設についての規定のほかは、万々一の原子力損害が生じた際の賠償措置規定というものをそれぞれ持っておりますが、原子力商船につきましてのこのような国際的な原子力損害賠償措置の条約は、すでに国際的に検討が行なわれまして、一九六三年でございましたが、ブラッセルにおいてその条約草案ができております。これを通常ブラッセル条約と申しておりますが、その主たる内容は、原子力船を国際的に運航いたします場合には、運航国の政府は、この原子力船が運航することによって生ずべき万々の損害、これについては絶対責任をとる、アブソリュート・ライアビリティをとる。そうしまして、万一損害を生じたときの責任の補償額は、十五億フランとなっております。これは大体換算いたしますと、米価で約一億ドルに相当いたしますが、この額まではこの条約に加盟した国は責任をとる、大体こういうような内容のものでございま

そのように草案はできたわけですが、現実の状況を見ますと、まだこの条約は今日発効するに至っておりません。また、ただいまのところでは、いつ発効するかというのを具体的に申し上げられない状況であります。といいますのは、この条約の発効のためには、現に原子力商船を保有する国一カ国を含めての批准がないといけません。ということになっておりますが、現在、御案内のとおり、原子力商船を持っておりますの

は、アメリカのサバンナ号とソ連のレーニン号と二隻だけでありまして、米ソ二カ国が現実に批准する気配を見せられておられないわけでございますために、発効の見通しがつかないわけでございますが、先々、わが国あるいはドイツという、原子力商船計画をすでに持っておる国がこれを批准することになりますと、発効のめどがついてくる、こういう段階でございます。そういう状況でございますので、この条約が発効しておりますと、安全性についての海上人命安全条約に基づくと、賠償措置につきましても——もちろんそれが発効する前には国会の批准をお願いするわけでございますが、このブラッセル条約に基づいた措置がなされておればよろしい、こういうことに相なるわけでございますが、残念ながらあとの一つがまだ国際的にきまっておられませんので、これにかわるべき措置がやはり何らかの国際的な形が必要だ。これを原子力等規制法では、外国原子力商船の許可の基準といたしまして、第二十四条の二におきまして、「原子力損害賠償に足る措置が国際約束により講ぜられていること」という基準を一つ置いておるわけでございます。その国際約束というのは、原子力商船を保有します国とわが国との間で、ブラッセル条約にかわる形の何らかの国際約束が存在しまして、それによって、万が一わが国水域に立ち入りまして原子力損害が生じましたときには、その国際約束によって、先ほど申しました絶対責任制のもとに必要な補償が行なわれるということをはっきりさせておきたい、こういう趣旨であったわけでありました。

そこで、今回アメリカのほうから、サバンナ号をわが国に入れたという要望がございました。これに、当然のことでございますが、わが国の原子力等規制法に基づきます手続によって、立ち入り許可申請に対する審査を始めたわけでございます。原子力委員会としては、この船舶構造等についての安全性については、原子力安全専門審査会にさらに諮問した。これは、先般も申し上げましたとおり

に四月の十三日でございますが、その結論をまとめ、委員会へ答申をされたわけでありました。原子力委員会のほうは、その内容をさらにチェックされますとともに、他の許可要件でございます幾つかの事項、たとえば、これは当然のことでございますが、平和目的であるかどうか、あるいはこの運航者が技術的能力を持っておるか、あるいはどうか、この運航者が経済的基盤を持っておるか、どうか、こういった問題をあわせて、原子力損害賠償に足る措置が国際約束で十分でなっているかどうかというのを審査されることになったわけでございます。そのためには国際約束がなければならぬわけでありまして、これにつきましては、主管の外務省を通じてさつき米政府と種々折衝いたしましたところ、先方の希望します入港の時期が、諸般の向こうの運航計画の関係であらうかと思いますが、大体今年の六月ごろという希望がございました。そういった状況と、ここで必要な国際約束をつくるためには、両国の議会あるいは国会の批准を要するような条約でございます。向こうがぜひとも六月をというわけでございまして、いづゆる行政協定の範囲でこの国際約束ができるかどうかということが必要な条件になってきたという形になってわけでありました。そこで、この点につきましては、外務省はもとよりでございますが、法制局とも相談しました結果、行政協定の範囲でできるための条件というものがございますから、それらを協定内容としてつくりまして、米側と折衝したのであります。しかるところ、残念なことではございますが、その中のいづゆる絶対責任制といふことが、この点についての事項を協定上明記することは、現在のところ米政府としてはその権限を米議会から与えられていない、こういうことで、その条項が行政協定上入れられない、こういう回答が最終的に得られました。そうなりますと、私どものほうで考えております——あるいはこれは法制局に御相談したのですが、原子力損害賠償に足る措置

という点で、国内にございまして原子力損害賠償法とフランスのとれた形の補償措置がとれるとはいえない、この判断がなされますので、これを形を整えますためには、議会の批准を要する形にするか、あるいは他の方法をとるか、いづれにいたしましても、とも六月までにその措置をとることができないというふうに考えられ、お断りせざるを得ない状況になったという経緯でございます。

○大田委員　そこで承りたいのですが、つまり絶対責任制なるものを米政府が議会から権限を与えられていないと判断をした、そういうことになりました。ところで、先ほど申し上げた人命安全条約等についても批准されていない。原子力船は確かに二隻ですね。サバンナ号とレーニン号、レーニン号は砕氷船でしょう。オットー・ハーン号が三十九年に進水していますが、艦装をやっておりますと四十二年になるでしょう。だから、確かに仰せのとおり、進水、艦装を終わって西ドイツのオットー・ハーン号が動き始めれば、あの国をいれれば批准国のかっこうをとっていかなければならぬことになるのですが、それも今日ない。そこで、原子力損害賠償に関する法律というのが日本にございまして、それからもう一つ、原子力損害賠償補償契約に関する法律があります。この絶対責任制という意味で、日本の原子力損害賠償に関する法律というのは、はたして絶対責任制を持ち得るものかどうかという点、どう判断をされますか。

○村田政府委員　原子力損害賠償法の第三条及び第四条で規定しておりますとおり、無過失集中責任といふことを明記しております。この絶対責任制、アブソリュート・ライアビリティというのは、このことと同等のものであると了解しております。

○大田委員　いまおあげになったのは、原子力損害賠償に関する法律の第三条の「無過失責任及び責任の集中」、これでよろしい。ところで、ここに問題になるのは、金銭的な点等いろいろありますけれども、七条の損害賠償措置、これは「工場若しくは一事業所当たり（原子力船を船舶に設置する場合にあっては、一隻当たり）五十億円（政令で定める原子力船の運転等については、五十億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）」こうなっているわけですね。これは「科学技術庁長官の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて科学技術庁長官の承認を受けたものとする。」こうなっているわけですね。金銭的な額についてはこれだけでいいか。あと保険があります。ほかに何かございましてか。

○村田政府委員　金銭の額を明記したのはそこだけでございますが、第十六条のほうで国の措置を定めておまして、政府としては原子力損害が生じた場合に、この第三条のただいまの規定によりまして損害賠償の責めに任ずべき額が、賠償措置額、ただいまの五十億円でございまして、これをこえ云々という場合には、原子力事業者が損害賠償するために必要な援助を国が行なうことができるというので、それ以上にこえたものについては、国が必要な援助をする仕組みになっておるわけでございます。

○大田委員　この十六条ですが、私はそう解釈はできないので御説明いただきたいのですが、「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害賠償する責任に任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、政府が議会の承認を得て何がしかの額を認めるという、一つの制限がある感じがするのです。たとえば横浜にサービスサイトをつくった、損害が起った、そうしたら、これは天変地異——この賠償の法律の中に、大震災、大災害のようなかつこのものが入っておるわけですから、その際の原子力事業者の責任の免除なんというのが入っておるのですから、関東大震災みたいな震災が起って、船をぶつけて原子力の防護装置がおっぱずれたようなことになった場合には、大震災、大震災ですよ。それでしょ。責任免除措置もあるのですから、そうなる

と、将来は何が起るかわからない。横浜港からあの辺みんないものにならなかつたら、これは五十億や六十億の賠償、とんでもない話になりますよ。賠償し切れやしません。そうなる、どうも私はいまの状態、この国の法律なるものが最終責任をそこまで負い得るのかどうかという点が、この法律解釈の面では多少疑義がある。これはいいかどうか。日本が、横浜に限らず、どの港にしても、つまり絶対安全性、絶対責任制というものを国民のみなさんに説明をし得る、そういった議会の責任あるいは国の責任ということを考えますと、ここに書いてあるこれだけでいいのかどうかという気が私はしてならないのですけれども、そこそこはどうか考えておられますか。

○村田政府委員 その点につきましては、この法律を国会で御審議いただきますときに、種々御議論のあったところがございます。

第一に、五千億円という賠償措置額が、はたして原子力損害に対して事業者に課する賠償額として適当であるかどうか、この判断でございますが、これにつきましては、各国の状況等もいろいろ調べたわけでございますが、これは御案内のとおり、各国でかなりまちまちでございます。五十億より低いところもあれば、アメリカのように非常に高いところもある。その国々のいろいろな状況によりまして違っております。わが国の場合に一応五十億と定めましたのは、わが国としての置かれた状況並びに賠償措置をいたします際の国内における可能性、たとえば保険プールにかけ得る最大限度、そういったような点が配慮されて五十億円になったわけであります。しかしながら、先ほどのこの絶対責任に關しましては、それをこえるような損害がかりに起こった、あるいはまたこの法律の目的を達成するため必要があるということとは、被害者の保護ということがその目的にうたわれておるわけでございまして、そういうような状況が生じたときには、国が援助することができるようになっておる。その場合には、先ほど申しました責任の集中という第三条、四条に規定してあります点に沿って、あくまでその責任の遂行はその事業者にさせる。そこで、国はその業者に援助する、そういう形をとったわけでありませう。そこに何か国の援助には限度がありそうではないかというお話でございますが、これは法律解釈上は、国会の議決がございましたならば、それは一つの条件ではございまして、法的には無限の責任がある、いわゆる青天井の責任を負っており、こういうふうな解釈いたしております。

○大出委員 この原子力損害の賠償に關して免責事項はないのですか。

○村田政府委員 天災等の場合は別にあります。

○大出委員 何条ですか。

○村田政府委員 第三条の中にただし書きがございまして、「ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない」という規定がありますのがそれでありませう。

○大出委員 社会的動乱、それから異常な天災地変とは、たとえばどういふものをさすのですか。

○村田政府委員 これはいわば国民全体が非常に大きな天災地変、先ほどお話がございましたが、大地震であるとかそういうことのためにいろいろ災害が生じたときには、現在国あるいは地方自治体がいろいろめんどうを見ることをいたしておりますが、国として、直接この原子力損害とか何とかということにかかわらず、当然国民を守るために何らかの措置をせしなくてはならぬようなそういう事態をさしておるということでありませう。社会的動乱というのは、このことばだけではつきりませんが、たとえば戦乱の中に巻き込まれるというふうなことも含まれるものと思ひます。

○大出委員 どうも狂瀾怒濤ということばが最近よく使われる世上ですから、社会的動乱もあり得るかもしれませう。

ところで、いまのお話のように、たとえばさつき私が申し上げたように関東大震災——ところが、とんでもないところにサビサイトを置いておいたら、倉庫に入れておいた核燃料が飛び

出してしまふ。防護壁なんかつくつてはあるけれども、集中的に被害を受けるのは、その地域ですね、問題は、これは仮定のこととおっしゃるかも知れぬけれども、法律上あるんですから、法律はそこまで予測しておるわけですから、その場合には責任がないのですか。そうでしょう。異常な天災ですから。あるいは狂瀾怒濤、怒濤狂瀾が知らぬけれども、社会的動乱、何か一発落つてきたら横浜という地域がとんでもないことになってしまったとか、あるいは横須賀の久里浜、あそこら辺はあぶないですよ。やみにサビサイト照らして弾薬を揚げたりするんですから、相当これはあぶないですよ。だから、そういうことになる、正直のところ、どうもそういうところを避けて、富士山のてっぺんに置いたんじゃ船の役に立ちませぬけれども、やはりそこらところまで考えなければならぬような法律なんですね。その場合には、免責事項があつて、法律上の責任がないんです。だから、そういう意味で、私は絶対責任制というものを国民一般の側に立つてまともに受け取ろうとすれば、どうもこのままでは、日本も原子力船をつくるということで予算上認められて進んでいる世の中なんだから、いささかどうも不穩當、足らない面があるんじゃないかという気がする。だから、たまたま最初というのは、いまの原子力船開発事業団としても、三十六億の予算で始めた五十五億六千七百万になつてしまつたという、わずかの間にそのくらいの違いがある。ドイツのほうではオットー・ハーンというふうなものがいよいよ動き出す。アメリカでは原子力コナテナ船を三隻つくるという発表もしたのです。EECあたりでも、共同開発をやっているということになってくる。とすると、そこらところをもう少し高い次元でもう一ぺん考えておく必要があるんじゃないかという気が私するのですが、長官、そこらところはどうですか。

○村田政府委員 ただいまの御質問の前半の点について少しく申し上げてみたいと思ひますが、先生御指摘の免責は、原子力事業者に対する免責でありませう。これによつて国までが免責されてしまふわけではないのでありまして、先ほどの国のとるべき措置を定めておるところを、ごらんいただきますと、第十七条でございますが、「政府は、第三条第一項ただし書の場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」すなわち、事業者は免責されておりますが、国はこれによつて措置を講ずる、こういうことに相なるわけでございまして、だれもめんどろを見ないということはあり得ないわけでありませう。ただいまの横浜の例で申しますと、一般の場合につきましては、この場合、事業者は原子力船開発事業団に相なるわけでございませう。しかし、ただいま御指摘のただし書きにあるような天災地変とか、そういうことで事業者が免責される場合は、この第十七条によりまして国が措置を講ずる、こういう形になるわけであります。

○大出委員 長官、ちょっとお待ちいたいて、いまの点について申し上げますが、先ほどあなたも解説、大震災なんという異常な天災地変が起つたという場合どうなんだと言つたら、あなたも言ひ分としては、それは原子力損害によつて、賠償するとかしないとかいうことよりは、国が一体その天災地変に対してどういふふうな措置をするかという問題だ、こういうお話が出てきた。大震災になつたら、全般的にこれは何が何とかなければならぬことだ。となると、先ほどあなたがそういう御答弁をされたから、したがって、私がいま申し上げているように、それならばつまり最終責任、絶対責任制という点から見て、こういうあいまいな表現でなくて、もうちょっとびしっとしておく必要があるんじゃないかという点を、長官にここで——原子力船まで日本がつくり出す、目下変わったけれども、特殊貨物運搬をやりますなんて言ひ出したから、このあたりで古証文は一ぺん検討し直す必要があるんじゃないか、こう申し上げているのですよ。どうですか、長官、そこら

あたりは。

○二階堂國務大臣 いま天災地変あるいは社会の動乱等がもしあった場合の損害等についての国のとるべき措置等についていろいろ御議論がございしますが、なるほど法律上、たいへんな天災地変等が起った場合には、その原子力船のみならず、国全体、国民全体がたいへんな被害を受けるわけでございますから、そのときには当然これは国がすべてのめんどうを見る。これは法律があるなしかかわらず、そういうことになるだろうと私は思います。法律以上の問題が起るときでございしますから……。しかし、いまおっしゃったように、法律の内容——これはいつできた法律かわかりませんが、その改正法かどうか私よく存じませんが、一方において科学が相当進んでまいりましたし、技術の開発、原子力船あるいは原子力発電、そういうものは進めてまいらなければならぬことはこれは申し上げるまでもないのでございします。その反面にまた、国民がそのことに對して非常な不安を感じるとか、あるいは万一の事故があった場合にはどうなるのかというのを非常に懸念しております。その懸念に對して、私はやはりできる限り法律がそれを守ってやるようなものをつくるという事は、これは必要であると思っております。大出さんは法律の専門家でありまして、詳しい議論がございしますが、そういうこと等につきましては、私は法律のことをあまりよくわからないのでございしますが、よく御意思を体して検討を加えてみたいと思っております。

○大出委員 これは原子力開発事業団が一番最初——この法律は三十七年ですね。そうしますと、やはり五年ばかりたっておりますね。ずいぶん世の中が変わってきておるわけでありまして、はたして五十億という規定がいいのかどうかはわからない。片一方の事業団で二十億という金がふえている世の中ですから。そうだとすれば、これはやはりもう一ぺん検討してみなければならぬ、どこにサービスサイトを置くにしろ何にしろ、私はそういうふうに考えるのです。だから、

この法律がいい悪いということよりも、絶対安全性、絶対責任制というものは、やはり明確にしなければ、将来原子力船なんということを考える場合に、昨日も申しましたが、パイオニア的に最初にやるといふ方々の場合に、どこをさがしても地元民が反対であつて、事業団はできたが宙に浮いたんじゃ困る。だから、そういう政府の配慮というものも一面あつて、そこまで責任を負うという姿勢が表に出てきたほうがいい。私はこの点はそう思う。だから、そうなるかどうかということになるかと思つて調べてみたら、いささかどうも古過ぎやしないかという気がする。確かにこれは四十六年ですから、四十六年というところから四十六年です。いまこれで説明しているわけですから、そこを頭を置いてもらわないと、供託云々の項もありますけれども、もう一つここで承つておきたいのは、契約に関する法律の側で、つまり原子力損害に関する保険ですね、これはどういう取り扱いになっておりますか。

○村田政府委員 事業者は、この法律の定めるところによりまして、みずから五十億円に相当する資金を用意し、援助できるようにする、普通通はそういうことはなかなか行なわれませんので、保険にかける。現在原子力保険プールというものが国内にできておまして、この保険プールは、国内の各損保保険会社が共同してつくつておるものでございします。さらにまた海外の保険プールとの間にも連携いたしまして、補償の完全を確保する形をとる。そこで、この保険との間に原子力損害賠償措置を講じたことを、この法律の定めるところによりまして科学技術庁長官に承認してもらつて、そしてその措置ができる、こういうことになるわけでありまして、同時に損害賠償補償契約の取りきめがございします。この保険プールのほうで、これは民間の機関でございしますから、海外の保険プールと提携はいたしておりますけれども、保険約款の中でいろいろの条項もございしますし、かつまた、そのときの経済情勢その他で十分なことができないかもしれない。そういう五十億

億円までの補償措置につきましても穴があく、そういう場合には、これを埋めるために国との間にもう一つ補償契約をする、こういう仕組みになっておりまして、これは毎年予算の中でこれについての措置が記載されるようになっております。

○大出委員 この原子力船開発事業団の、四十二年四月の第一船の定係港についてという文章があり、わが国の原子力第一船という説明資料がありますが、この中に契約補償の問題については一切触れていない。私は、非常に不親切きわまると思つております。補償に関する、契約に関する法律も存在するのですから、してみると、これはかくかくしかじかであるんだという賠償措置、その他絶対責任制の問題も含めて、これはやはりそこまで明らかにされていなければならぬと思ひます。それはいつやるのですか。

○村田政府委員 これは、この事業団が原子力船の建造の許可をとつて以降になるわけでありまして、まだ現段階では許可がおりておりませんので、おろるかわからないかわからない不分明の状況でございしますが、許可がおりましてから早急にやる、こういうことでございします。

○大出委員 賛否いろいろ世の中に議論がありまして、けれども、ものごとはやはりすべて明らかにした上でなければ、議論というものはかみ合わない。だから、そういう意味で、許可になるとすれば——予算を組んでいかなるものでしょうが、なるとすればこうこうだという、つまり損害賠償というものが考えられる。さらに補償に関する、原子力損害の契約に関する法律もあつて、かくかくしかじかのことになるということまで触れないと、何かすっきり安心です、安全です、だいじょうぶなんですというところでは、事済まないと思ひます。そういうところまでやはり配慮した形のものにしていただかなければならぬ、こんなりっぱなものをつくるなら、私はそう思ひます。これは長官のほうで監督責任がおりになるのですから、やはりそういうふうなところは御注意い

ただきたいと思うのです。

そこで、この原子力船開発事業団の収支内訳は、政府その他に分けて、民間を含めてどのくらいになっておりますか。たしか四千何百億が分かれていましたね。

○村田政府委員 四十一年度までに原子力船開発事業団に出資しました総額は、民間出資を含めて約十億円でありますが、そのうち約二億五千万円が民間の出資になっております。

それから、先般申し上げました四十六年度までの総事業計画に要します経費見積もりが約百八億でございしますが、これに對しまして、民間出資は二十億円を予定してあります。

○大出委員 最終まででですね。

○村田政府委員 はい。

○大出委員 これは、将来は訓練費とか、人件費とか、全部含まれるわけですが、そこで、この運輸をやつたからといって、採算がとれるものでもない。サバンナ号の例を見れば、これは明らかだ。そういう経費はどうするのですか。

○村田政府委員 乗員の訓練費等は、もちろんただいまの百八億の中に四億二千万くらい見てございまして、この中には、ことしから始める予定でございしますが、乗組員に採るべき者につきまして、原子力に関する基礎的な研修から始めまして、先々は、これはサバンナ号がどういふふうになるかということもございしますが、できましたら、サバンナ号の乗船訓練あるいは——これは相手のあることでございしますから、交渉の結果にもよりますが、向こう側とうまく提携できますならば、これに乗つて訓練を行なうというふうなことをさせたいと考えております。

○大出委員 だから、いま予定されているのは七十六名ですね。この七十六名云々でなくて、どうせこれは運輸すればするほど赤字になるだろうと思ひますが、特殊貨物を運ぶにしても、それは将来どこが負担するのかということですが。

○村田政府委員 この船がで上がりまして、その使用目的は特殊貨物の輸送と乗組み員の訓

練、この二つになるわけで、乗組員の訓練のほうは、本船自身の乗組員の訓練と思つてゐるわけですが、できました後は、その他の一般の船会社の乗組員の訓練をいたすわけでございます。将来の原子力商船時代に備へましてやるわけでございますが、これについては、乗組員を派遣いたします船会社から研修費を取つてさせる、こういう予定でございます。

○大出委員 国の負担ではないというわけですね。あくまで民間から金を取る。したがって、将来にいかん赤字になつても民間が負担する、そういうことですか。

○村田政府委員 これはいわば授業料でございますが、授業料で船の運航費すべてをまかなうといふことは考へておりません。ただいまの試算でございますと、特殊貨物の輸送等がどのくらいになるかといふことは、推定にすぎませんが、年間で二億程度の赤字が出るのではないかと考へております。この赤字については国が補給する、こういうことを考へております。

○大出委員 とにかく、これは総トン数八千三百トンですか。そうでしよ。載貨重量が二千四百トンですね。だとすると、これはサバンナ号等の規模とはうんと違いますけれども、相当の赤字が予測されるのが当然でしょう。いまの話しは、将来とも二億ずつの年々の赤字を予算に組んでいくわけですか。そういうことになるのですか。

○村田政府委員 貨物の輸送あるいは乗員訓練等による収入との関連で、そのときの運航計画に、赤字の出ます場合には、それは予算に組んでまいります。

○大出委員 そうすると、先ほどのくらの赤字になるかといふことは予測つきませんけれども、いまのところ二億という想定をしておるといふことですか。

○村田政府委員 ただいま申し上げました数字は、想定でございます。

なお、申し上げておきますが、この事業団は、般を建造し、実験航海をするといふところまで

が、法律上の機能になっておりまして、ただいま申し上げましたような特殊貨物の輸送等の業務をこの事業団がさらにやるのか、あるいはまた、そのときの状況で、民間で引き受けるというところがある、民間に経営させるのか、あるいはまた、別な形で運航をどこに委託するか、この点は、現段階ではまだ最終的にきまつておりません。私が、予算に組んで、と申ししたのは、何らかの形で国の機関がこれを補給して運航するという形になりました場合、あるいは民間に委託した場合で、委託経営に基づいてこれを補給することが必要となつた場合、こういった場合について申し上げたわけでありまして。

○大出委員 サバンナ号自体が委託運航じゃないですか。それでたいへんな赤字になつておられるわけですね。にっちもさっちもいかななくなつておられる。したがって、委託運航するにしても、相当規模の大きな赤字が出てくると思ひます。そういうことは長官、やはりあいまいにしておかないで、はっきりしておいてもらわないといけません。第一船ですか。そのところは一体どういふ方針なのかといふ点を、国会ですから、私はいいかげんにしておくべきではないと思ひます。

○二階堂國務大臣 サバンナ号についても、いまおっしゃるとおり赤字で、アメリカ政府が相当な負担をしておられると思ひますが、いまわが国で考へておりますこの第一船は、どっちかというところ、端的に申しますと、研究をし、実験をする船でございますから、したがって相当なリスクといふものも当然考へられる。これをいきなり民間に背負わせるというものであつては、私は筋が通らないと思ひます。これは国がこういう原子力船をつくる方針をきめ、そういう事業団をつくつて乗り出すわけですから、その方針から申しますと、これはほんとに役立つ、実際コマーシャルベースに乗るといふところまでは、ある程度まで国が責任を持つて、そうして研究、開発を進めていく、訓練をしていくといふことは、私は当然しなければならぬと思ひます。私、想定で二億ぐらいの

赤字だといふ計算をいたしまして、ことしの予算折衝のときも大蔵省にお話ししたわけですが、もう少し少いような運営はできないかといふ。これは船ができてみなければわからぬことで、船をとにかくもつくりだして、こういうことと話をしてみようと思つたのです。そういうたてまえでもございますので、これはやはりおっしゃるとおり、私は国の責任といふものは明確にしておく必要がある、こういうふうに私は考へております。

○山内委員 関連して。いまの問題でちょっとこの際お聞きしておきたいのですが、この原子力船の建造の当初の目的は、いま長官のおっしゃつたように、そういう技術の開発とかそういうことで、観測船といふことで出発をしたわけですか。ですから、そうならば国が所有をして、技術員の養成とか、そういう意味で国費をどんどんつぎ込んでいくといふことなら、大義名分が明らかでございす。それがいつの間にか、どういふ経過かわかりませんが、特殊貨物の運搬といふことに使用目的がかわつたわけですね。一体、この経過はどういふことでそういうことになつたのか、その点をひとつ……。

○村田政府委員 御指摘のとおり、当初この日本原子力船開発事業団を設立しまして、原子力第一船の建造計画をつくりました際には、この船ができ上がりました後においては、海洋観測並びに乗組員の訓練に当るといふ目的になつておりました。その後種々の事情で建造への着手がおくられてきたわけですが、特に一昨年に船価の問題で再検討するといふことになりました際に、原子力委員会に関係者に集まつていただきまして、原子力船関係者懇談会を持ちまして、約一年間種々の角度からこの計画について検討していただいたわけでございますが、その検討の中には、その後の諸外国等における原子力船の情勢というものが、いろいろ勘案いたしたわけでありまして、船価の検討とあわせてそういうことをいたしたわけでありまして、今後この第一船に続いて、いわゆる

第二船以降がどういふふうになつていくか、また、していくべきかといふことも、同時に十分に考へなくてはならないといふことで、これらの点は、その後長期計画の専門部会ができました際に、引き続き検討され、現在長期計画に書かれておるといふことになっております。すなわち、昭和五十年代には、原子力商船の実用化が国際的に実現する。その場合に、わが国として最初に取り組むべき実用船は、原子力コナテナ船、すなわち高速貨物船の可能性が大きい、こういう見通しを立てたわけでございます。この平和利用の一環でございす原子力商船を一刻も早くそのような形で実用化に持つていくといふことと、その持つていくことにつきましての第一船の意義といふものをできるだけ高めたい。三年前に着工いたしましたれば、海洋観測という形で、つまり非商業船、完全に国が所有する船という形でよかつたと思ひますが、いまからおくれ出て着工いたしましたので、でき上りもおくれ出てくる一方、実用化といふものは五十年代の前半に考えられるとしますと、その間をつなぐ方策としては、純然たる非商業船よりも、一歩進んで、確かに完全な商業船とはいへないが、商業的活動をも行なつて、そうして次の実際の実用商業船へ種々の経験といふものが生かされるようにすべきではないか、こういうような意見もいろいろ出てまいりました。そのような観点並びに船価の検討等から、あわせてこれが完成しました後、実験航海を所要の約二年間行ないまして、使つた目的を特殊貨物の輸送及び乗員の訓練、こういう形に変更をいたしたわけでありまして。

○山内委員 それは、はなはだ奇怪な御答弁を私は聞きました。これは初めから別に商業ベースに乗せるというふうな考え方は、何にもないので、純然たる日本のそういう原子力に対する技術の向上といふことでやってみよう。それを今度、三年前ならばそれで通つたけれども、あとの三年間の今日にどういふ変化があつたか、かえつて私から言わせればたいへん国民の疑惑を招くことになつてゐるのですよ。しかも、その特殊貨物と

ぼその半ば、つまり十八億対十八億という程度の見通し、こまかい数字はちよつとここに持つておられません、大体そういう見通しであつたわけでありませう。その点から見ますと、今回の船舶は、船体においても、かつまた原子炉部分においても、高くなつておるわけでございます。このように相当大きな船舶の違いが出てきましたところの理由としては、先日申し上げたと思いますが、一番大きな理由は、やはり三十六億を査定した当時の情報の不足であつたと思います。当時、先ほど御指摘もありましたように、またサブナが動いていないというような状況でもございまして、サブナに関する種々の技術情報が入つてきたのはその後でございます。最近サブナナの安全審査をいたしましたくらいに情報が全部入つておるわけでありませう、そういう技術資料等が利用できなかったということから、主として外国でこの程度の大きな動力炉について出ております資料等から船舶を推定していたということが、原子炉関係ではあると思うわけでありませう。それから船体関係では、この点もSOLAAS条約等もまだ発効しておらなかつたこともございまして、一般の計画造船における船舶というものを船舶査定の一つの基準にいたしましたわけでございますが、もちろんその計画造船のトン当たりの船舶に比べますと、大体その倍ぐらゐを見たことになつております。しかしながら、実際にSOLAAS条約等で要請される条件、さらには原子炉を搭載しましてこれを船体と結びつける諸般のむづかしい技術的な工作、これはまあ艦装の中に入らるわけですが、その艦装の経費等の見積もりというものがつきましては、情報不足から、きわめて不確かな推定であつたと思われませう。そういう情報不足による査定違いが一番大きいと思いますが、そのほかに、ただいま触れましたように、安全性についての国際基準ができたということからくるいろいろな値上がりの問題がございませう。安全性につきましては特別に注意してございませうので、そういう点は船舶上昇があつたわけでございます。さらにま

た、ここ三、四年來の物価あるいは工費の上昇等ということも一部ございませう。それらを総合しまして、ただいま申し上げた約五十六億の船舶になつたわけでございますが、今回の船舶をもつて適切であると判断いたしましたにあたりましては、特に一番情報の面で不確かとも思われませう原子炉につきまして、同じ大きな原子炉を外国から輸入した場合にどのくらいになるかということをおあわせて検討したわけで、特にドイツにおける状況等を参考にいたしましてやりました結果、原子炉につきましては、国内でつくりましても、外国のものを買いましても、やはり二十五、六億という線が出たわけでございます。現段階においてこの程度の船をつくるについては、安全性の点について十分のことをいたしていきますると、大体必要な価格だろう、そういう点からこういうふうに見たわけでございます。

○大出委員 時間の関係もありましようから、あと三つだけ質問をいたしますので、簡単に答えていただきたいと思います。この法律にいう事業者は、そうすると開発事業団になるのですか。乗組員の七十六名、身分はどうでございませうか。それから、その方々に対する原子力損害に類する問題、これは防護壁その他があるからということでは、どうしようとお考えになりますか。

○村田政府委員 先ほど申し上げましたとおり、損害賠償法でいう原子力事業者は、日本原子力船開発事業団になるわけでございます。少なくともこの法律に基づいて実験航海を行ないますまでは、そういうことになるわけでありませう。

それから乗組員は、ただいまの七十六名のうち、二十名は研修者、五十六名が実際に仕事をしておる乗組員でございますが、これらは、特に五十六名は事業団の職員であります。そうしてこの乗組員に対するいわゆる原子力損害の問題は、ただいまの法律は、御案内のとおり第三者を保護するための法律でございまして、従業員は含めておりませう。したがって、この船の場合

も、乗組員につきましては労災法あるいは船員法等によつて救済されることになつております。

○大出委員 ところで、アメリカのサブナ号が二万二千トンくらいですか、ドイツのオットー・ハーンが二万五千九百五十トンですか、そのほか一万七千トンのコンテナ貨物船を三隻つくるという発表がアメリカからあります。ソビエトは一万六千トンの砕氷船ですか、レーニン号、そのほか砕氷船を二隻つくるんですね。そのほか捕鯨基地の意味での原子力燃料補給船、原子力タンカーをつくる、こういう進み方ですね。英国も研究中。そうすると、科学技術庁のお立場からお考えになつて、長官にはつきりお答えいただきたいのだけれども、日本の原子力コンテナ船などに類するもの、将来に向かつてその種のものを、科学技術庁の立場でお考えになつておりますか。

○二階堂國務大臣 もちろんいまつくりましますのは、先ほどからお話を申し上げておるように第一船でございませうが、将来はコンテナ船のようなものをつくるという、五十年代の半ばごろからというように一応計画を立てておるようでございます。

○大出委員 だとすると、先ほど私長官に念のため申し上げたように、そういう各国の動きというものを詳細に皆さんのほうでもおとりになつてはおられるけれども、かつまた、国際条約などという問題もありませうから、そういう意味での絶対責任制、安全性という問題がありますから、そこでまずその種の条約を発効しておりますからね。これは日本でも将来は批准をする場面があるいは出てくるかもしれぬ。それらの関連と、それから先ほどの現行法の検討をもう少ししていく必要があるんじゃないかという点を、最終的にひとつお答えいただきたいと思います。

○二階堂國務大臣 この損害賠償等に関する国際条約、プラットフォーム条約と思いますが、まだこれは発効していないわけでございます。これは先ほど

からお話がございますとおり、何と申しましても安全性が第一でありますから、また万一の事故の場合に備へ、損害賠償とか人命保護の措置というもの、これはきわめて重要なことは申し上げるまでもございませうので、各国とのいろんなそれに対する措置等につきましては、なお一そう研究を重ね、また国際条約等が締結される段階になれば、国会にもお願いをして批准の手続をするようにすることは、当然だと思つております。

○大出委員 いまの点は、批准国がないからいまだ効力がないわけですよ。そうでしょう。そうすると、私がいま申し上げたように、各国でそういう趨勢が出てきていますとすれば、原子力船が現に運航している国、そこに対しても批准をせざるやうな国際的な立場が必要になつてくるでせうし、日本の場合も、艦装が終わつてきて運航するといつたやうになつた場合に、あなたの御説明でいけば、外国の港に貨物を運んでいくということがあり得るわけだから、そうだとすれば、それらの点についてもう少し国民一般に知らせる、こういうものがあつてこうなつたということは知らないですけれど、そういう必要がありませうかということをお申し上げておるのです。長官はそのような意味のことをちよつとやられておりましたからいいわけですが、その御努力のほどをお願いしたい、こう思うわけですよ。

長官をもうお呼びにきていますので、このくらいにいたします。

○關谷委員長 宮内庁法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。伊能繁次郎君。

○伊能委員 今回の改正案を拝見しますと、私も宮内庁内の御事情をあまり承知しない者にとつて、たいへん能率的に人事の処理、定員の配置を合理化せられるやうな状況になつておりますが、これらの実際の運用について、こういうやう

便があるか。ただ、これをなくすと、交流、配置転換等に便利がいいというふうなことをお考えになつておるわけですね。

○瓜生政府委員 そのとおりでございます。

○受田委員 そうすると、身分の確保、処遇等に人事院によって終始擁護される立場にある一般職と、それから特別職、これはまた裁量でどちらにでもなる、融通のきく特別職と、それが本人にとつては非常な差異が認められるわけなんです。その差異を納得できるようなことがつづくのかどうか。

それからもう一つ、他の官庁にない例外をここへおつくりになつておられるのですが、この点現行制度をそのまま続けていって、一人一人の身分上の立場をそのまま擁護するという形で身分、給与、どちらにも有利な形で確保してあげるほうが、筋が通るのではないかと思うのですがね。これは他の省庁に類似のものがあつて、人事院などの見解も聞いて措置されたということであれば、それは前例もあることであるということでも納得もできるわけですが、職員の身分、給与に関する基本問題が手伝つていけるものですか、これを一括してどんぶり勘定で片づけるような問題とは、ちよつと性格が違うと思うのですがね。これは人事院の所見もちよつと伺いたいことだし、それから定員に關係することですから、行管の意見も聞きたい。それとどういふふうな御相談をされておつたか、経緯を御報告願つたらと思うのです。

最後に、職員の処遇の指摘もしてあるわけですが、一々女官長、東宮侍従長及び東宮女官長のくんだり、女官、侍従のくたを一人ずつ細工しているわけですが、このたつた三人の措置をするために、この基本的な特別職と一般職の相違する処遇上の問題を一ぺんに片づけられるものかどうか。従来は、現行制度のままで増員計画、減員計画をやつておりましたね。今度は初めてこれを一括処遇、整理されたわけですが、どうしてこういうことをやらなければならぬか。見ると、「合理化」と、こう書いてあるのですが、「定員管理の合理

化」ということばが、どうも私にははつきりしないのですがね。「定員管理の合理化」、これはこの問題を専攻されておる課長さんでもけつこうですが、御答弁を——どうして合理化になるか、そのつど法案を出さなければならぬめんどろがあるというだけのことなら、これは各省とも、一人の増員、一人の減員でも法律を出しておるのですから、決して不合理、めんどろとはいえないわけなんです。

○瓜生政府委員 私のさっきの説明の点で幾らか誤解があつてもいかぬと思うから申しますが、特別職のほうになりますと、何か一般職よりも身分上不安で損をするようなことになりはせぬかといふふうなことで御心配のようでございますが、實際問題としては、そういうことは——形の上ではそういう規則がありましても、實際は、任用の点ではもちろん非常に便利でなければならぬ、ついでからも身分の点でそう不安を感じられることはないわけですね。

なお、この給与などの点にいきますと、これはざつぱらんに申しますが、特別職のほうが一一般職よりもまあ比較的幾らか有利だ、こういうのは一般職の他の官庁と同じような基準でいきます。こういう特別職のほうに昼夜分かたず側近におるというふうな仕事ははかにならないものですか、同じような規則で、俸給表なりいろいろなものでもいく場合より幾らか——これだけの分は、この給与の關係なんかも、人事院というよりも、人事院の勧告の中に入らないわけ、前ですと、大蔵省の給与課ですか、そういうところが扱つております。いまは総理府の人事局のほうで扱つておりました、特に特別な事情があるということでお話をしまして御理解をいたしたく。ほかのほうに對して響きがありなくて済むというふうなこともございますので、必ずしも不利益な身分になるということではございません。

それからなお課長にお尋ねがありました、課長からまた補足してもらいますが、この特別職の二十二人の定員というものは、さつき申し上げま

した、昭和三十六年から上げるようになって、それからさつと変わつていないわけですね。一般職のほうですと、たとえば皇居の造営があつた、その要員がふえるとかいふようなことで変わつてきておる。そういう場合に、いままでは、概していいますと、総理府設置法の改正の場合に一括して宮内庁法の部分についても定員の部分を改正していただいておつたわけでありまして、現在のような状況ですと、一般職の職員は、定員一ぱいはいないわけでありまして、これもさつぱらんに申し上げたほうがいいと思ひますが、凍結等がございまして……。この特別職のほうを三人ふやす場合に一般職三人削るといひましても、現在一般職におる三人やめてもらうということにむずかしく考えなくても、定員の融通がつく。それによつて側近の事務が円滑に、合理的に進み得るならば、この法律の改正をまたそれができるならば、より迅速に、円滑にできるということから、いろいろ協議の結果、こういうふうな改正をお願いして、国会の御議決をいただいたほうがいいのではないかと、国会に実はなつたわけでありまして。

○受田委員 これは私ちよつと拝見したいものがあるのです。特別職の俸給表というものを宮内庁の内部でどういふふうなやつておられるのか、ちよつと見せていただきたいのですが、特別職二十二人の俸給表ですね、それと一般職との対比較討もさせていただきたいと思ひますし、特別職は終始左翼を回つておるということでありまして、それはそういうことがあればあらためて考えなければならぬと思う。特別職と一般職というものは、国家公務員の規則のまづ初めにはつきりと區別して扱ひがしてある問題ですから、それを軽々しく法律の末尾、十一條の分離したものをもとめて整理するといふようなことは、どうも法律をはなはだしく輕視する傾向があると私は思ひ、公務員制度そのものが宮内庁では非常にずさんに扱われるといふ所しりも免れないと私は思ひ、特別職の俸給表というものはありですね。

○瓜生政府委員 この特別職の俸給表はござい

す。ただ、特別職の中で、特に長官、宮内庁長官秘書官、侍従長、侍従次長、東宮大夫及び式部官長といふものは書いてありますけれども、侍従それから女官長、女官、これは一般職の俸給表を準用するといふふうになつておりました、ですから、その俸給表をどこかに當てはめて準用しているといふことではございません。

○受田委員 準用しておれば、一般職と俸給の上には差はないわけですね、いかがですか。

○瓜生政府委員 そういう方は、俸給表そのものには差はないわけでありまして。ただ、どこへ當てはめていくかといふような場合——これもいま申した総理府の人事局あたりと相談してきめられておるわけですが、その場合に、そういう側近の特殊事情にある立場も考へていただいて適當なところでやつていただきますから、そういう点で、場合によつてやや本人に有利な場合がある。

○受田委員 防衛庁の職員でも、全部特別職になつておつて、一般職ではない。特別調達庁の職員であつた人も、みな特別職に変わつてしまつた。それは一括して防衛庁は特別職の対象にされてしまつておる。これはいろいろの問題はあつたけれども、宮内庁は、分離した二つの職を整理するかつこうに單獨で今度おやりになる。ちよつと私ここで功罪をもう少し検討させていたたい、御説明を承つたことをもとにして、もう一度次の委員会でも人事院の御意見も伺いたたい、行管の御意見も伺つて——お氣持ちはわからないことはありませぬけれども、こうした人事行政上の基本問題が法律の改正で軽く扱われるようでは、たいへん問題が発生すると思ひますので、次に、いまの問題に關する限り、いま指摘した役所の方と論議させてもらひます。

もう一つ、宮内庁の職務が宮内庁法にはつきりと書いてあるわけですが、「皇室關係の國家事務及び政令で定める天皇の國事に關する行為に關する事務を掌り、御璽國璽を保管する。」といふ重要任務をつかさどるわけですが、天皇

の国事代行者というものは、法律で定められることになっておるわけです。現に、皇太子御夫妻は本日南米リマにおいておられる。こういうときに天皇の国事代理が可能であるような法律がせつかくできておるのでございますが、天皇御自身が、移民六十年の歴史を持つておる南米などへ行かれると、非常に好感を持つて日系人等に歓迎され、感謝されると思うのです。このことは国々によって多少の問題はあるが、南米の三国などは、天皇がおいでになられたとしても決して問題になるような国ではない。移民のたくさん行っている国だけに、天皇の国事代理行為がどなたかにゆだねられるような法律がせつかく制定されておるとき、陛下御自身が、両陛下御一緒においでになるにはまことによい対象の国であると思えます。今度皇太子が行かれて、また次の機会を選ばれてもいいと思うのですが、陛下のそうした海外御旅行といったようなもののいい対象になる国には、ぜひ実行していただきたいと思うのです。天皇御自身の御意思も、おそらく瓜生先生お聞きになつてごらん下さい。あなたは海外においでになる御希望はないでしょうかといつたら、よし自分行つてみたいときと言われと思うのです。せつかく法律ができたのだから、陛下にその御意思をいかでございましょうかとお聞きをされたことが現実にあつたかどうか。法律はできたけれども、自分は絶対にまだ海外旅行はできないというきびしい情勢にあると嘆かれておるとしたら、これは天皇陛下御自身に關する大きな人権に關する問題だと思ひます。現在の情勢等を勘案して、南米三国などは、天皇が御旅行なされるのにたいへんいい国家だと私は判断しております。次長さんの御意見をお伺いしたい。

と、われわれ非常に喜んでおるわけでございます。ただ、実際の場合にあたりまして、皇太子殿下が御名代で、この法律ができる前からずっと御答礼のような意味でよくお出になつておつた。その後のことにつきまして、あの法律の制定のころも、皇太子殿下が御名代としておいでになつておつたが、今後は、陛下御自身でお出になつておつた方針に切りかえるのではないかと、いふうに伺つておるのであります。陛下がお出ましになるのに最もふさわしくて、ちょうど事情も非常にそれに適當であるというふうな場合には、お出になつたらよろしいというふうになつてもいいと思つておるわけでございます。しかし、いままでのところ、特に陛下がお出ましになるのにふさわしくて、まことに適當だといふ場合に、まだぶつかつていないように思つておるわけであり、何か適當なときがあつたらと思つておるわけであり、私も、一番むずかしいのは、その国によつて、ある国は名代で、ある国は陛下御自身というふうな區別することになつてもいいけないといふふうなところがありまして、なかなかそこら辺にむずかしいところがございます。しかしながら、こちらのほうでは前向きでそういういい機会がないだらうかといふことで考えつゝあるわけでございます。

○受田委員 来年は、ハワイで移住百年記念式典が行なわれる。十七万の日系人がおる。これは非常にいいチャンスでもあるわけですが、私は、この国へ陛下が行かれる、皇太子が行かれるといふことで差別をつけるというふうなことではなくて、国際融和をはかる上からも、日系人のたくさんいる国へ行かれる、足を踏み入れられるといふことは、どこからいっても理屈は成り立つておる。今度の南米などは、むしろ陛下に御苦勞願つて行つていただいたほうがよかつたと思ひ、また現地の方々の希望と勇氣をわかせることになると思ひます。来年のハワイの移住百年祭などはまことに、かつこの陛下のおいでになるチャンスであると思ひます。一々そういうことを考へておつたら、法律をせつかくつくつて、陛下の海外旅行をお認めさせていただきます。

めさしていただいたような情勢は、何らの特典もないことになるのです。これは何かの機会に――長官に政府委員としておいでいただくので、いつも次長が苦勞されておる。長官が政府委員になつておられぬのはどういふ意味か、私宮内庁長官が政府委員になつておられぬ理由が理解できないのです。宮内庁長官はどういふ理由で政府委員になれないのでございませうか。

○瓜生政府委員 宮内庁長官は、いままでの考え方は、まあ陛下の側近でいろいろの御用が常にある。地方のみならず、東京都内でも行幸啓にお供をされるばかりではありませんで、宮中におられるときも、よくお呼ばれになつて御用をされる。それで政府委員といふふうにして、国会のほうに用がある場合に、それを大事に考へて飛んでくるというところは、必ずしも適當ではないから、そこで事務の關係で全体の調整をとつていふことが政府委員になる。しかし、宮内庁長官にお尋ねがあつて、ぜひ長官の出席を必要とするような場合には出席をする。陛下との關係が合つた合つたような適當なときであれば、それは何もここに出席することをいふわけではなくて、もちろんありません。で、特に長官の出席が必要であるといふ場合で、時間が都合つければ出てくる。その場合は、政府委員でなくて、説明員といふことでございませうけれども、出てくることになっております。

○受田委員 説明員でなくて、政府委員に任命しておかれて、都合の悪いときには次長が出られるといふか、こうで筋が通ると思ひます。政府委員に任命しておられないところに私何か疑義があるわけなんです、それはそれとして、いま私が指摘した陛下の海外旅行の機会を、宮内庁としては積極的の考へてさし上げなければいかぬと思ひます。私がいま指摘した来年の移住百年祭などは、これはアメリカへは行かなくて、ハワイだけ行つてこれでも、ほんとうに私は意義があると思ひます。具体的に陛下の海外旅行といふものを積極的に考へてさし上げる、これは外務省との連絡もございませうが、宮内庁が担当の役

所ですから、宮内庁が積極的の考へていかれるべき筋合ひだと思ひます。次長として、いま私の指摘した点について、陛下御自身の御気持ちといふものをお伺いしたことがあるかないかも含めて、御答弁願ひます。

○瓜生政府委員 具体的な例として、この場合は陛下がおいでになつたらいいかと思ひます。といふのは、いままでのいろいろな例の場合は、皇太子殿下が御名代でおいでになつてしまふべきであらうといふような例でありました。しかしながら、基本論として、何か適當な機会があればお出ましを願ひ、陛下も、そういう場合であつたならば喜んで出かけるというふうにおつちやつておられます。

○受田委員 陛下もそうおつちやつておられたんですか、そういう場合は喜んでいくと……

○瓜生政府委員 その必要な場合には――これは実は新聞記者会見が、去年ですか、那須の御用邸でありましたね。そのときにも、新聞記者にもそういうことをおつちやつておりました。しかし、いろいろな事情があつて、そう簡単にはなかなか出かけるということもできかねる場合が多いけれども、そういうことで、そういうような御意向を漏らされたのが新聞に載つた事実もございませう。

○受田委員 私は、もう法律ができて三年も四年もたつておる現段階で、これはすみやかにそういう機会を陛下にお与えする愛情が要すると思ひます。これはもうこの段階にきてから、どこにも当たりさわはありませう。宮内庁自身が積極的に取組んでいただきたい。

あとはいま問題、一般職と特別職の問題が次の機会に論議されるときに質問を残させていただきます。きょうはごくろうさまでございませう。

○關谷委員長 次会は、来たる十六日午前十時理事會、十時三十分から委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後一時三十分散會

昭和四十二年五月十七日印刷

昭和四十二年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局